

千代田区地球温暖化対策第5次実行計画(事務事業編) に対するパブリックコメントの結果概要について

1. 概要

千代田区地球温暖化対策第5次実行計画(事務事業編)は、地球温暖化対策推進法に基づき策定が義務付けられており、自治体自らの事務事業で排出する温室効果ガス等の削減に関する計画である。現在の第4次実行計画(平成30年度～令和4年度)が目標年次を経過することから、新たに第5次実行計画を策定する。

2. 計画期間(5年間)

令和5年度(2023)～令和9年度(2027)

3. 計画の目標

「2030 区有施設のゼロカーボン」を目指す。

2050 ゼロカーボンに先行し、区有施設においては、2030 ゼロカーボンを目指すことを目標とし、計画期間の2027年度まで82%削減(2013年度比)を目標とする。

4. 施策の概要(資料1-2概要版のとおり)

- ・基本方針1 エネルギー消費量の削減
 - 施策1-1:区有施設等における省エネ設備等導入の推進
 - 1-2:区有施設等における運用改善の推進
 - 1-3:職員の省エネ行動の推進
- ・基本方針2 エネルギーの脱炭素化の推進
 - 施策2-1:再生可能エネルギーの利用推進
- ・基本方針3 協働による地球温暖化対策の推進
 - 施策3-1:区外との連携によるCO₂削減
- ・基本方針4 スマートシティの強化
 - 施策4-1:クリーンエネルギー自動車の導入推進
 - 4-2:エネルギーレジリエンスの強化
 - 4-3:ヒートアイランド対策の推進
 - 4-4:スマートシティの強化に向けた取組み

5. 策定スケジュール

R5.4.20～5.8	・パブリックコメント募集
R5.7月	・計画策定

6. 意見公募の概要

(1)募集期間 令和5年4月20日(木)から5月8日(月)まで

(2)募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、区HP送信フォーム

(3)周知方法 広報千代田4月20日号掲載、区ホームページ等、環境政策課、
区役所2階区政情報コーナー、各出張所

(4)提出者数

区 分	人 数
在住者	4人
在勤者	0人
区内事業所	2人
利害関係者	1人
合 計	7人

(5)意見数(延べ件数)

区 分	件数
区全体の取組みに関する事項	5件
基本方針1 エネルギー消費量の削減	
1-1. 区有施設等における省エネ設備等導入の推進	2件
1-3. 職員の省エネ行動の推進	1件
基本方針2 エネルギーの脱炭素化の推進	0件
基本方針3 協働による地球温暖化対策の推進	
3-1. 区外との連携によるCO ₂ 削減	2件
基本方針4 スマートシティの強化	
4-2. エネルギーレジリエンスの強化	1件
4-4. スマートシティの強化に向けた取組み	1件
その他の意見	5件
合 計	17件

(6)意見の概要と区の考え方

資料3-3「千代田区地球温暖化対策第5次実行計画(事務事業編)素案に対する意見概要及び区の考え方」参照